

西海市太陽光発電設備設置補助金

西海市では、CO₂削減および再生可能エネルギーの導入推進を図るため、事業所に設置する**自家消費型太陽光発電設備・蓄電池の費用を補助します！**



申請受付期間

令和7年10月31日まで

契約前に**事前申請**が必要です

※当補助金は、令和10年度までの毎年度、募集を行う予定です。

*先着順に受付し、予算の上限に達した場合、募集は終了となります。
*令和7年11月28日までに実績報告書を提出できる方に限ります。

補助対象者

●次の要件をすべて満たす法人等

- ① 西海市内に本社若しくは支社等を有する法人又は西海市内に住所を有し、かつ、西海市内に事務所等を有する個人事業主
- ② 西海市内の事業所に太陽光発電設備を導入し、発電した電気を自ら消費する法人等
- ③ 市税を滞納していない法人等
- ④ 補助対象事業に対し、国の他の補助金を受けていない、または受ける予定の無い法人等
- ⑤ 設備設置の翌年度から5年間、自家消費量等の報告ができる法人等
- ⑥ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する法人等ではないこと

補助額・補助限度額

(注)蓄電池のみの申請は対象外です

太陽光発電設備	蓄電池設備
5万円/kW	蓄電池価格の1/3 (1kwhあたり15.5万円 を上限とする※注)
補助金の上限は 100万円/1件 (太陽光発電設備と蓄電池設備の合計)	

※注 12.5万円/kWh以下(工事費込み・税抜き)
の蓄電システムとなるよう努めること。

必要書類QRコード



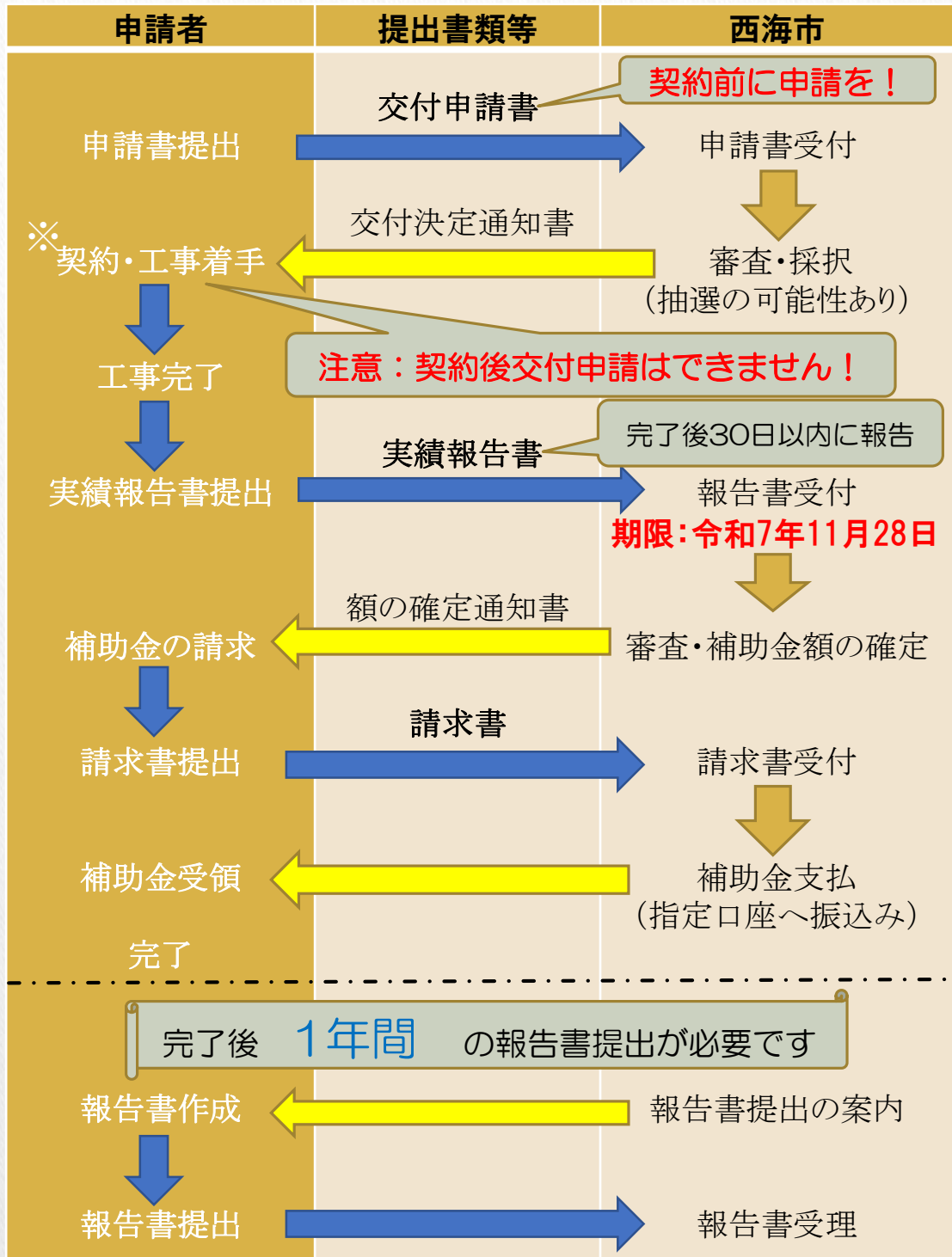
補助金交付の流れは裏面へ！



詳しい情報は、市ウェブサイトをご覧ください

お問い合わせ先：西海市役所環境政策課 ☎37-0065

補助金交付申請の流れ



◎報告書は、完成時から5年間作成し、保存すること。
必要により、市から提出を求める場合があります。

※ 太陽光発電設備を新築の建物と併せて発注・契約する場合は
発注・契約後の申請可（着手後は不可）